フェイスシート

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 地域密着型通所介護 |

記入日：令和　年　　月　　日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

■このチェックシートは、管理者が記載してください。

|  |
| --- |
| 法人名 |
|  |
| 代表者職名・氏名 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| フリガナ |  |
| 事業所名 |  |
| 住所 | （〒２５２－　　　　） |
|  |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 開設年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 指定年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 管理者 |  |

**地域密着型通所介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文略称①法②則③条例④規則⑤指定規則 | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚令第36号）座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月25日条例第4号）座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第31号）座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年5月19日規則第59号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **法令遵守責任者はどなたですか** | 氏名： |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | 個別サービスの質に関する事項 |
| 1 | 設備及び備品等 | 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致していますか。 | 規則第56条の４ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の使用目的に沿って使われていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第56条の19(第７条準用) |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合に文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第56条の19(第７条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 心身の状況等の把握 | サービス提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況､その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 規則第56条の5 |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 規則第56条の19(第13条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護の提供を行っていますか。 | 規則第56条の19(第15条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 6 | サービスの提供の記録 | サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | 規則第56条の19(第18条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容や利用者の心身の状況等を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 送迎が適切に行われていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 7 | 指定地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針 | 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行っていますか。 | 規則第56条の８ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活尾を送ることができるよう配慮して行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていませんか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 指定地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針 | 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | 規則第56条の８ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 地域密着型地域密着型通所介護計画の作成 | 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。 | 規則第56条の9 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し､同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8 | 地域密着型地域密着型通所介護計画の作成 | それぞれの利用者について､地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 | 規則第56条の9 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 達成状況に基づき、新たな地域密着型通所介護計画を作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 1 | 従業者の員数 | 利用者に対し、従業者の員数は適切ですか。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 必要な専門職は、配置されていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 必要な資格は、有していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 1-1 | 生活相談員 | 提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計を、当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 社会福祉法第１９条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 1-2 | 看護職員 | 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図っていますか。（病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに、利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとします。）密接かつ適切な連携：指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 1-3 | 介護職員 | 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては、１５人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数となっていますか。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 1-3 | 介護職員 | 常時１人以上当該地域密着型通所介護に従事させていますか。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]
| 1-4 | 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員を１以上配置していますか。（機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えありません。）訓練を行う能力を有する者：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師※の資格を有するものとします。※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 | 規則第56条の２ |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数 | 看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上確保されるために必要と認められる数としていますか。 | 規則第56条の2 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | その他 | 生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっていますか。 | 規則第56条の2 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 4 | 管理者 | 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。（指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えありません。）→　下記の事項について記載してください。・兼務の有無　　（　有　・　無　）・当該事業所の他の職種を兼務している場合はその職種名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）・同一敷地内の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における１週間あたりの勤務時間数　事業所名：（　　　　　　　　　　　）　職種名　：（　　　　　　　　　　　）　勤務時間：（　　　　　　　　　　　） | 規則第56条の3 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 5 | 受給資格等の確認 | サービス提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | 規則第56条の19(第10条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。・・・（１） | 規則第56条の6 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしていますか。・・・（２） |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 6 | 利用料等の受領 | （１）及び（２）の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていませんか。①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用②　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用③　食事の提供に要する費用④　おむつ代⑤　①～④に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（厚生労働大臣が定めるところによる） | 規則第56条の6 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては､あらかじめ､利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 6 | 利用料等の受領 | 指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、領収証を交付していますか。 | 法第42条の2第9項（法第41条第8項準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 領収証に、地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする｡）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 則第65条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 医療費控除対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合に、領収書には医療費控除の対象となる額及び居宅介護支援事業者名を記載していますか。 | (参考）介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成12年6月1日老発第509号） |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 7 | 緊急時等の対応 | 現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第56条の19(第50条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 緊急時の主治の医師等への連絡体制、連絡方法が整備されていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 運営規程 | 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定地域密着型通所介護の利用定員⑤　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥　通常の事業の実施地域⑦　サービス利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　虐待の防止のための措置に関する事項⑪　その他運営に関する重要事項 | 規則第56条の11 |[ ] [ ] [ ]
| 9 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | 規則第56条の12 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護サービスを提供していますか。（調理や洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については､この限りではありません。） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 全ての従業者（医療・福祉関係資格を有さない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 9 | 勤務体制の確保等 | 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第56条の12 |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常の体制における早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。 | 規則第56条の19(第30条の2準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 定員の遵守 | 利用定員を超えてサービス提供を行っていませんか。（災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）（行っていない場合は「可」を選択してください。） | 規則第56条の13 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 12 | 非常災害対策 | 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | 規則第56条の14 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訓練の実施に当たり、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 13 | 衛生管理等 | 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | 規則第56条の15 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 13 | 衛生管理等 | 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。 | 規則第56条の15 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 14 | 秘密保持等 | 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 規則第56条の19(第33条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 15 | 広告 | 指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が施設の概要や運営規定等と異なる虚偽又は誇大なものとなっていせんか。 | 規則第56条の19(第34条準用) |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 16 | 苦情処理 | 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第56条の19(第36条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 17 | 地域との連携 | 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進介護から必要な要望、助言などを聞く機会を設けていますか。 | 規則第56条の16 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 17 | 地域との連携 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | 規則第56条の16 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するように努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うように努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 18 | 事故発生時の対応 | 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 規則第56条の17 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 18 | 事故発生時の対応 | 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 規則第56条の17 |[ ] [ ] [ ]
| 19 | 虐待の防止 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | 規則第56条の19(第38条の2準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 虐待の防止のための指針を整備していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ | その他の項目 |
| 1 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んでいませんか。 | 規則第56条の19(第８条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 2 | サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | 規則第56条の19(第９条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要介護認定申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 規則第56条の19（第11条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 4 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 法定代理受領を市へ届出をしていない場合は、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届出することにより地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを説明し、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | 規則第56条の19(第14条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 5 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | 規則第56条の19(第16条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | 規則第56条の19(第20条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 規則第56条の7 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 8 | 利用者に関する市町村への通知 | 居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市町村へ通知していますか。１　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。２　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 規則第56条の19(第26条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 9 | 管理者の責務 | 事業所の従業者の管理及び利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | 規則第56条の10 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 10 | 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。 | 規則第56条の19(第32条準用) |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 指定居宅介護事業者に対する利益供与の禁止 | 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。（していない場合は「可」を選択してください。） | 規則第56条の19(第35条準用) |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 会計の区分 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 規則第56条の19(第39条準用) |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 35 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 規則第56条の18 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日（個々の利用者につき、契約終了(契約の解約、解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日）から５年間保存していますか。一　地域密着型通所介護計画二　提供した具体的なサービスの内容等の記録三　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録四　市町村への通知に係る記録五　苦情の内容等の記録六　事故状況及び事故に際して採った処置についての記録七　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の　記録 |  |[ ] [ ] [ ]

**609　地域密着型通所介護費**

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 定員超過減算 | ＜指定地域密着型通所介護＞介護保険法施行規則第131条の３の２の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合 |[ ]  該当 |
|  | ＜指定療養通所介護＞指定地域密着型サービス基準第40条の３に定められている利用定員を超える場合 |[ ]  該当 |
| 人員基準減算 | ＜指定地域密着型通所介護＞指定地域密着型サービス基準第37条の２の規定の適用を受けない指定地域密着型通所介護事業所にあっては、指定地域密着型サービス基準第20条に定める員数を置いていない場合 |[ ]  該当 |
|  | ＜指定地域密着型通所介護＞指定地域密着型サービス基準第37条の２の規定の適用を受ける指定地域密着型通所介護事業所にあっては、同条第１号に定める員数を置いていない場合 |[ ]  該当 |
|  | ＜指定療養通所介護＞指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いていない場合 |[ ]  該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 規則第56条の19の３(第38条の2準用)に規定する措置を講じていない場合 |[ ]  該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 規則第56条の19の３(第30条の2準用)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| ２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合 | 心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合 |[ ]  該当 |
|  | 地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されている。 |[ ]  該当 |
| 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算 | 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の５以上減少している。 |[ ]  該当 |
| ８時間以上９時間未満の報酬区分によるサービス提供の前後に行う日常生活上の世話 | ８時間以上９時間未満の報酬区分でのサービス提供 |[ ]  該当 |
|  | ９時間以上10時間未満 |[ ]  該当 |
|  | 10時間以上11時間未満 |[ ]  該当 |
|  | 11時間以上12時間未満 |[ ]  該当 |
|  | 12時間以上13時間未満 |[ ]  該当 |
|  | 13時間以上14時間未満 |[ ]  該当 |
| 共生型地域密着型通所介護を行う場合 | 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合 |[ ]  該当 |
|  | 共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合 |[ ]  該当 |
|  | 共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合 |[ ]  該当 |
|  | 共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合 |[ ]  該当 |
| 生活相談員配置等加算 | 共生型地域密着型通所介護費を算定している。 |[ ]  該当 |
|  | 生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 地域に貢献する活動を行っている。 |[ ]  該当 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣の定める地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島） |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 入浴介助加算（Ⅰ） | 入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。 |[ ]  該当 |
|  | 入浴介助を実施している。 |[ ]  該当 |
| 入浴介助加算（Ⅱ） | 入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。 |[ ]  該当 |
|  | 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価している。 |[ ]  該当 |
|  | 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対し、その旨情報共有している。（当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行っている。） |[ ]  該当 |
|  | 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている。 |[ ]  該当 |
| 入浴介助加算（Ⅱ） | 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同し、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | 入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、既存の研修等を参考に必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われている。 |[ ]  該当 |
| 中重度者ケア体制加算 | 指定地域密着型サービス基準第20条第１項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保している。 |[ ]  該当 |
|  | 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４及び要介護５である者の占める割合が100分の30以上である。 |[ ]  該当 |
|  | 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 共生型地域密着型通所介護費を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明している。 |[ ]  該当 |
|  | 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしている。 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。 |[ ]  該当 |
|  | 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。 |[ ]  該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | 個別機能訓練を、概ね週１回以上を目安に実施している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、概ね３月ごと１回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。 |[ ]  該当 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。 |[ ]  該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を１名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している。 |[ ]  該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を、概ね週１回以上を目安に実施している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練を開始した後に、概ね３月ごと１回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。 |[ ]  該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。 |[ ]  該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ） | 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省（LIFE)に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 |[ ]  該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ） | 評価対象者(当該通所介護事業所の利用期間（評価対象利用期間）が６月を超える者)の総数が１０人以上 |[ ]  該当 |
|  | 評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して６月目において、ＡＤＬを評価し、その評価に基づく価（ＡＤＬ値）を測定し、測定する日が属する月ごとに厚生労働省（ＬＩＦＥ）に測定を提出 |[ ]  該当 |
|  | 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が１以上 |[ ]  該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） | 評価対象者(当該通所介護事業所の利用期間（評価対象利用期間）が６月を超える者)の総数が１０人以上 |[ ]  該当 |
|  | 評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して６月目において、ＡＤＬを評価し、その評価に基づく価（ＡＤＬ値）を測定し、測定する日が属する月ごとに厚生労働省（ＬＩＦＥ）に測定を提出 |[ ]  該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） | 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が２以上 |[ ]  該当 |
| 認知症加算 | 指定地域密着型サービス基準第20条第１項第２号又は第３号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保している。 |[ ]  該当 |
|  | 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者）の占める割合が100分の20以上である。 |[ ]  該当 |
|  | 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者（認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者）を１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 栄養アセスメント加算 | 当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置 |[ ]  該当 |
|  | 利用者ごとに管理栄養士等（管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員）が共同で栄養アセスメントを3ヶ月に1回以上行い、利用者、家族に結果を説明し、相談等に対応 |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省（LIFE）へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 |[ ]  該当 |
| 栄養改善加算 | 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置 |[ ]  該当 |
|  | 管理栄養士、看護・介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画の作成 |[ ]  該当 |
|  | 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |[ ]  該当 |
|  | 栄養計画に従い、管理栄養士等が（必要に応じて居宅を訪問し）栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録をしている |[ ]  該当 |
|  | 栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提供を３月ごとに実施している |[ ]  該当 |
| 栄養改善加算 | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 月の算定回数は、２回以下である |[ ]  該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | 利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供 |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 次の（１）（２）がいずれも非該当であること。 |[ ]  該当 |
|  | （１）栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月 |[ ]  非該当 |
|  | （２）口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 |[ ]  非該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | （１）（２）のいずれかに適合する |[ ]  該当 |
|  | （１）いずれも適合利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供 |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月 |[ ]  該当 |
|  | 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 |[ ]  非該当 |
|  | （２）いずれも適合利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供 |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月 |[ ]  非該当 |
|  | 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 |[ ]  該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を１名以上配置 |[ ]  該当 |
|  | 言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成 |[ ]  該当 |
|  | 医療における対応の必要性がない |[ ]  該当 |
|  | 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |[ ]  該当 |
|  | 計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成 |[ ]  該当 |
|  | 利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供を３月ごとに実施している |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 月の算定回数は、２回以下である |[ ]  該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ） | 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置 |[ ]  該当 |
|  | 言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成 |[ ]  該当 |
|  | 計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成 |[ ]  該当 |
|  | 利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供を３月ごとに実施している |[ ]  該当 |
|  | 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |[ ]  該当 |
|  | 定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
|  | 月の算定回数は、２回以下である |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ） | 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用 |[ ]  該当 |
|  | 歯科医療を受診している場合は、医療保険の摂食機能療法を算定していない、介護保険の口腔機能向上サービスとして摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をしている |[ ]  該当 |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定し値）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE)に提出 |[ ]  該当 |
|  | 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している |[ ]  該当 |
| 同一建物減算 | 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合（傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。） |[ ]  該当 |
| 送迎減算 | 指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | １又は２のいずれかに該当 |[ ]  該当 |
|  | １　介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 |[ ]  該当 |
|  | ２　介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上 |[ ]  該当 |
|  | ３　定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １　介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上 |[ ]  該当 |
|  | ２　定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | １又は２のいずれかに該当 |[ ]  該当 |
|  | １　介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 |[ ]  該当 |
|  | ２　勤続年数７年以上の介護福祉士が100分の30以上 |[ ]  該当 |
|  | ３　定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲイ | １　直接提供する職員のうち勤続年数７年以上の職員が100分の30以上 |[ ]  該当 |
|  | ２　定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲロ | １　サービスを直接提供する職員のうち勤続年数３年以上の職員が100分の30以上 |[ ]  該当 |
|  | ２　定員、人員基準に適合 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（８）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |
|  | （７）一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的にはサービス提供体制強化加算の各区分の届出を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （８）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（７）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （７）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | （５）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |
|  | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |